

2026 年度 地方独立行政法人加古川市民病院機構
障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条の規定に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、機構のすべての部局とする。

3 調達を推進する物品等

障害者就労施設等が提供する物品等とする。

4 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

- (1) 発注の円滑化を図るため、発注部署に対し、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供を行う。
- (2) 物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、納期の設定及び発注量に配慮するよう努めるものとする。

6 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成した時は、本院ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後に取りまとめ、本院ホームページ等により、速やかに公表する。